



県 章

# 滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)  
1 月 12 日  
第 4402 号  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3回発行

## 目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

訓 令	
企 業 庁 訓 令	
○ 病 院 事 業 庁 訓 令	
教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令	
警 察 本 部 訓 令	
※ 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり推進本部設置規程の廃止 (県民活動生活課) .....	1
○ 告 示	
社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の登録 (医療福祉推進課) .....	2
道路区域の変更 (道路課) .....	2
道路の供用開始 (道路課) .....	2
土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) .....	3
土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) .....	3
○ 公 告	
大規模小売店舗の新設の届出の公告 (中小企業支援課) .....	4
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壌汚染対策法による要措置区域の指定 (東近江) .....	5
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告	
土地改良区定款変更認可公告 (東近江) .....	5

訓 令  
 企 業 庁 訓 令  
 病 院 事 業 庁 訓 令  
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令  
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第1号

滋賀県企業庁訓令第1号

滋賀県病院事業庁訓令第1号

滋賀県教育委員会教育長訓令第1号

滋賀県警察本部訓令第1号

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり推進本部設置規程 (平成18年滋賀県訓令第38号、滋賀県企業庁訓令第11号、滋賀県病院事業庁訓令第5号、滋賀県教育委員会教育長訓令第22号、滋賀県警察本部訓令第27号) は、廃止する。

平成30年1月12日

滋賀県知事	三 日 月	大 造
滋賀県企業庁長	廣 瀬	年 昭
滋賀県病院事業庁長	笹 田	昌 孝
滋賀県教育委員会教育長	青 木	洋
滋賀県警察本部長	鎌 田	徹 郎

告 示

滋賀県告示第7号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第4条第2項の規定に基づき、登録研修機関として、次の者を登録した。

平成30年1月12日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称 および代表者の 氏名	主たる事務所の 所在地	研修の 課程	登録年月日	登録番号
株式会社オーボックス	東京都立川市 砂川町二丁目 68-2	株式会社オーボックス 代表取締役 片貝 浩樹	東京都立川市砂 川町二丁目68- 2	第1号研修 第2号研修	平成30.1.8	2511504

滋賀県告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成30年1月12日から平成30年1月26日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の 種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の 前後の 別	敷地の 幅員	延長	備考
県道	中河内木之本線	長浜市余呉町菅並字正道ノ尻 706番2地先から	変更後	最小 8.5m } 最大 23.4m	106.3m	道路区域への 編入に伴う道 路区域の変更
		長浜市余呉町菅並字東縄手699 番2地先まで	変更前	最小 9.3m } 最大 14.8m		

滋賀県告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成30年1月12日から平成30年1月26日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
中河内木之本線	長浜市余呉町菅並字正道ノ尻706番2地先から 長浜市余呉町菅並字東縄手699番2地先まで	平成30.1.12	L=106.3m

## 滋賀県告示第10号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年1月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
六の瀬川支流 2521104	高島市マキノ町野口	次の図のとおり	土石流
六の瀬川支流 2521105	高島市マキノ町野口	次の図のとおり	土石流
途中谷川支流 2522027	高島市今津町途中谷	次の図のとおり	土石流
途中谷川支流 2522028	高島市今津町途中谷	次の図のとおり	土石流
寒風川支流 2522035	高島市今津町椋川	次の図のとおり	土石流
寒風川支流 2522036	高島市今津町椋川	次の図のとおり	土石流
針畑川支流 2523015	高島市朽木生杉	次の図のとおり	土石流
針畑川支流 2523016	高島市朽木生杉	次の図のとおり	土石流
針畑川支流 2523300	高島市朽木生杉	次の図のとおり	土石流
野口(4) I-8702	高島市マキノ町野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野口(11) II-8701	高島市マキノ町野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藺生(2) II-8741	高島市今津町藺生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南生見(2) I-8753	高島市今津町南生見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
角川(1) I-8733	高島市今津町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
角川(4) III-8705	高島市今津町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
角川(5) III-8706	高島市今津町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
途中谷(1) II-8734	高島市今津町途中谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
途中谷(2) II-8735	高島市今津町途中谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
途中谷(4) III-8709	高島市今津町途中谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川(1) I-8739	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川(2) I-8740	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川(6) I-8744	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川(7) I-8745	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川(13) II-8727	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川(18) II-8732	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉山(4) I-8251	高島市今津町杉山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天増川(1) 8056	高島市今津町天増川	次の図のとおり	地滑り
保坂(1) 8059	高島市今津町保坂	次の図のとおり	地滑り
桑原 8061	高島市朽木桑原	次の図のとおり	地滑り
畑(2) 8062	高島市畑	次の図のとおり	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

## 滋賀県告示第11号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年1月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
-------	--------	-------	---------------------	----------

六の瀬川支流 2521104	高島市マキノ町野口	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
六の瀬川支流 2521105	高島市マキノ町野口	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
途中谷川支流 2522027	高島市今津町途中谷	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
寒風川支流 2522035	高島市今津町椋川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流 2523015	高島市朽木生杉	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流 2523016	高島市朽木生杉	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流 2523300	高島市朽木生杉	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
野口(11) II-8701	高島市マキノ町野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南生見(2) I-8753	高島市今津町南生見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
角川(1) I-8733	高島市今津町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
角川(4) III-8705	高島市今津町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
角川(5) III-8706	高島市今津町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
途中谷(1) II-8734	高島市今津町途中谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
途中谷(2) II-8735	高島市今津町途中谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
途中谷(4) III-8709	高島市今津町途中谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椋川(6) I-8744	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椋川(7) I-8745	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椋川(13) II-8727	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椋川(18) II-8732	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉山(4) I-8251	高島市今津町杉山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県高島土木事務所および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成30年1月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) ドラッグコスモス一里山店 大津市一里山七丁目2105番12
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 代表取締役 宇野正晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 代表取締役 宇野正晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年8月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,238平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 47台
- 7 駐輪場の収容台数 19台
- 8 荷さばき施設の面積 52.5平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 13.5立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から22時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 1か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 平成29年12月25日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 平成30年1月12日から平成30年5月14日まで

16 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成30年5月14日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

### 環境事務所告示

#### 滋賀県東近江環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。

平成30年1月12日

滋賀県東近江環境事務所長 谷口 秀治

- 1 指定する区域の所在地 蒲生郡竜王町大字西横関字中島385番の一部、397番の一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレンおよびトリクロロエチレン
- 4 講ずべき指示措置 原位置封じ込めまたは遮水工封じ込め  
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

### 農業農村振興事務所公告

#### 土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、島西部土地改良区の定款の変更は、平成29年12月28日に認可した。

平成30年1月12日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 松井 傳夫

